

公 告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和元年 8 月 16 日

収支等命令者

佐賀県農林水産部森林整備課長 一高 吉輝

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名 画像処理解析ソフトウェアライセンス調達
- (2) 品名及び数量
品名：画像処理解析ソフト「Terra Mapper」デスクトップ版スタンダード
数量：5 ライセンス
- (3) 契約の仕様等 仕様書のとおり
- (4) 納入場所 佐賀県農林水産部森林整備課が指定する場所
- (5) 納入期限 令和元年 9 月 27 日(金)
- (6) 入札方法に関する事項

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 108 を乗じて得た金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

- (6) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続等に関する事項

(1) 契約に関する担当部局

佐賀県農林水産部森林整備課(新館10階)

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7135

電子メールアドレス shinrinseibi@pref.saga.lg.jp

(2) 入札関係様式の交付期間及び交付方法

令和元年8月16日(金)から同年9月5日(木)まで佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)に掲載する。

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者は、イの提出期限までに、別に定める入札参加資格確認申請書(別紙様式1)及び営業概要書(別紙様式2)を(1)の部署へ持参又は郵送すること。

※郵送による場合は、封筒に「画像処理ソフトウェアライセンス調達に係る書類在中」と朱書きし、書留郵便で提出期限までに必着のこと。

イ 提出期限

令和元年8月26日(月)午後2時

ウ 入札参加資格の確認結果は、令和元年9月3日(火)までに通知する。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年9月5日(木)午前11時

イ 場所

佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県庁 新館10階 農林水産部内会議室(10階中央南)

ウ 入札書の提出方法

入札書(別紙様式3)により、本人又はその代理人が直接持参し、または郵送すること。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状(別紙様式4)を提出すること。入札を郵送で行う場合には、封筒に「画像処理解析ソフトウェアライセンス調達入札書在中」と朱書きし、内封筒に入札書を封入して書留郵便で郵送すること。また、令和元年9月4日(水)午後5時までに(1)の部局に必着とする。入札書の提出期限を過ぎて到着した場合は無効とし、開封しない。

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。

4 その他

(1) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積金額(取引にかかる消費税額及び地方消費税額を含む金額)の100分の5以上に相当する金額を納付すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第104条第1項に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあつては、時価見積額)

(イ) 日本政府の保証する債権又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行または確実と認められる金融機関が振り出し、または支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。)券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債券 債券証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 上記に関わらず、次のいずれかに該当する者については、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の 100 分の 5 以上)を締結し、その証書を提出する者

(イ) 過去 2 年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者

なお、上記 (イ) に基づき、入札保証金を免除されたい場合は、過去 2 年間に国又は地方公共団体との間において当該契約と同種かつ同規模の契約を締結した契約書の写し、仕様書、完了認定書等履行確認ができる書類を入札参加申し込みの際に提出すること。

(2) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、4 の (1) のイの (ア) から (カ) までに掲げる価値の担保を供することができる。

ウ 上記に関わらず、次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする契約保証保険契約(契約金額の 100 分の 10 以上)を締結し、その証書を提出する者

(イ) 過去 2 年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行した実績が証明される者

なお、上記 (イ) に基づき、契約保証金を免除されたい場合は、過去 2 年間に国又は地方公共団体との間において当該契約と同種かつ同規模の契約を締結した契約書の写し、仕様書、完了認定書等履行確認ができる書類を入札参加申し込みの際に提出すること。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

なお、無効入札をされた者は、再度の入札に加わることができない。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 1 人で 2 以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 保証金を納入しない者及び当該保証金の納入額が不足する者

キ 法令又は入札に関する条件に違反した者

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、速やかに辞退届を書面で提出すること。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

(6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

ウ 開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度の入札を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行う。

再度入札は 2 回を限度とし、再度入札においても落札者がいない場合は、2 回目の再度入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。

(7) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 質問等

公告の内容に質問がある場合は、質問書(別紙様式 5)に質問内容を記載し、令和元年 8 月 23 日(金)午後 5 時までに 3 の (1) の電子メールアドレスへ送信すること。

回答は、令和元年 8 月 27 日(火)までに電子メールで入札参加者に行う。

(10) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(11) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。